

基安安発 0728 第 1 号  
令和 2 年 7 月 28 日

都道府県労働局労働基準部  
健康安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長  
(契印省略)

### 技能講習の実施における外国語補助教材の使用上の留意事項について

外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施については、令和 2 年 3 月 31 日付け基発 0330 第 43 号「外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について」により通知され、また、令和 2 年 4 月 8 日付け基安安発 0408 第 1 号「外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施に係る周知等について」により、厚生労働省委託事業で作成した外国語の補助教材の登録教習機関等への周知をお願いしたところである。

今般、当該補助教材の活用にあたっての追加の留意事項を下記のとおり示すので、各都道府県労働局から技能講習を実施する登録教習機関に対し、別添を参考に周知を図られたい。

### 記

補助教材（補助テキスト、講習用パワーポイント、実務用語集、修了試験の例題集）のうち、「補助テキスト」の活用にあたっては、次の事項に留意すること。

- ① 補助教材のみを使用しての講習は講習内容に不足が生じるおそれがあるため避けることとし、登録教習機関が通常用いるテキスト・教本と併せて使用すること
- ② 補助テキストと整合の取れたテキスト・教本を使用することが効果的であること

※厚生労働省ホームページ「技能講習補助教材」[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11114.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11114.html)

別添

基 安 発 第 号  
令 和 2 年 7 月 日

各登録教習機関の長 あて

〇〇労働局労働基準部健康安全課長

技能講習の実施における外国語補助教材の使用上の留意事項について

日頃より、安全衛生行政の推進に御理解御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、外国人を主な対象とした技能講習の実施については、令和2年〇月〇日付け番号「(都道府県労働局から登録教習機関に周知のために発出した通知の名称、番号を記入)」により厚生労働省が作成した補助教材をご紹介します。これらの補助教材(補助テキスト、講習用パワーポイント、実務用語集、修了試験の例題集)のうち、「補助テキスト」の活用にあたっては、

- ・補助教材のみを使用しての講習は講習内容に不足が生じるおそれがあるため避けることとし、登録教習機関が通常用いるテキスト・教本と併せて使用すること
  - ・補助テキストと整合の取れたテキスト・教本を使用することが効果的であること
- の2点を踏まえて使用いただくよう、ご留意をお願いします。

引き続き、法定の技能講習の適正な実施にご尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※厚生労働省ホームページ「技能講習補助教材」[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11114.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11114.html)